九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

信託の分類に関する一落言 ： 復帰信託と法定信託

海原, 文雄
九州大学法学部

https://doi.org/10.15017/16218

出版情報：法政研究. 46 (2), pp.539-565, 1980-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

信託の分類に関する一提言

——復帰信託と法定信託——

海原文雄

一

わが国においては、従来、信託の分類（classification）に関する本格的な検討がほとんど行なわれていない。[1] 柔軟かつ多彩にわたる英米の信託概念を、精緻かつ論理中心の大陸法的な思惟方法をもって分類すること自体が困難な故でもあろうか。もっぱら、信託の定義ないし概念として序論的に取り扱われ、また、実務的な必要性に即して安易に分類されるのが通例のようである。

たとえば、任意信託と法定信託、私益信託と公益信託、生前信託と遺言信託、自益信託と他益信託、能働信託と受働信託、一般信託と特別信託、営業信託と非営業信託、金銭信託とその他の信託、集団信託と個別信託、管理信託と処分信託、個人信託と法人信託、宣言信託と契約信託、目的超過説による信託と信託法上の信託など。[2]

いずれも、信託業法第四条の制限する受託財産および同法第五条の認める兼営業務を前提とし、なかんずく、信託銀行の実務において主流を占める金銭信託を対象とした分類方法ともいえよう。この認識に立つ限り、前掲の諸分類に対して別に異論のないのも当然である。

しかし、わが国の信託法理論が旧来の民商法的解釈論から本来の英米法的思惟方法に推移し、さらに、信託業務も金銭信託以外に吾人の日常生活により多角的に信託の応用される新規開拓分野が強く望まれる昨今、従来兎角看過され勝ちであった信託の分類は、この際改めて認識かつ再検討されて然るべきではなかろうか。

私が常に指摘するところであるが、信託は高度に発展すると自ずと公共化ないし社会化する傾向を有する。それに伴って、国家機関による信託の規制および監督が今後ますます強化されるのも止むを得ない。たとえば、当事者の行為により設定される通常の信託以外に、後述するような法の認める信託、すなわち構成信託とか制定法もしくは裁判所による信託などが、わが国においても今後当然に必要になってくるであろう。(3)

わが国の現行信託法ではかかる法定信託の規定が少なく、その性格についても定説がない。(4) 信託法第六二条にもとづき法定信託の中に復帰信託を含めたり、あるいは第六三条における原信託の延長として法定信託を認めるなど、いずれも信託終了時の効果としてのみ法定信託を限定的に解釈するに過ぎず、法定信託の概念自体にかなりの混乱が見受けられる。(5) したがってまた、信託終了時における帰属権利者とは何かという私からみれば些か不必要とも思われる観念論争に追われ、法定信託が付随的に取り扱われる嫌いがないでもない。(6)

私は、信託終了後にはじめて受益者とみなされる帰属権利者が発生するものではなく、私の解する法定信託（後述）の受益者はすべて当初から帰属権利者として受益者に含ませてよいものと思う。ただ、四宮教授とは所説を異にし、(7) 復帰信託（後述）の場合の帰属権利者は、あくまでも当事者の意思の推定に基づくものであるから、法定帰属権者というよりはむしろ推定帰属権者とでも呼ぶべきではなかろうか。

本稿では、さしあたり、英米とわが国の信託の分類において、もっとも概念構成を異にする復帰信託および法定信託の本来の意義と位置づけを中心に、新しい信託の分類を試みることにしたい。近い将来に期待されているわが国の

信託法改正に対しても、このような観点に立つ信託の新分類方法が何等かの指標を提供し、もってわが国における信託法理論の再編成および信託思想の一般への普及にいくらかでも寄与することができるならば幸いである。(8)

（1）河合博「信託の定義（一）―（五）」法学協会雑誌五一巻一一、一二号、五二巻一、二号は、若干の記述を信託の分類に当てている。しかし、同分類は英米の旧説にそのままましたがうものであり、また、論文自体が信託の概念を比較法的に総括するものであるから、信託の分類論を試みたものとはいえない。

（2）四宮和夫「信託法」（法律学全集33）一一、一二頁、中村萬太郎「信託概論」八七頁以下、信託協会編「信託実務講座（1）」二四頁以下、大阪谷公雄「信託」（総合判例研究叢書、民法22）七三頁以下。

（3）海原文雄「アメリカにおける労働信託法」信託法研究一号一五頁以下は、かかる問題意識に立つ論文である。わが国でもし労働信託が将来導入されるとするならば、旧来の通説的分類方法において、一体どの種類の信託に入るべきであろうか。

（4）わが国の通説によれば、英米の constructive trust は法定信託と訳される。しかし、私は後述（本稿第三節）するような理由から、これをむしろ構成信託（あるいは解釈信託もしくは擬制信託）と訳す方が適切と思う。ただ、本稿では、わが国の諸学説を引用する場合に限り、通説にしたがってそのまま法定信託と呼称することにする。

（5）四宮「前掲書」一七〇頁、玉井茂「信託の特異性」法学新報四八巻三号五七頁、大阪谷公雄「日本における信託学説の展望」信託二六号二三頁。

もっとも、四宮「前掲書」五頁では、「だが、特別法によって当然に発生する信託も、事情の許すかぎり信託法が適用されることを予定するものである」と述べられ、また、大阪谷「信託法第一四条の存在理由」法曹会雑誌一〇巻一七頁以下には、信託法一四条に、通説とは異なって、法定信託理論の適用を主張されるユニークな別の論文もある。

（6）たとえば、四宮「前掲書」一四七頁、森下利雄「受益者と権利帰属者の意義」信託研究三集三五頁以下、中根不羈雄「信託帰属権利者の性質」法学協会雑誌四六巻七号一一八四頁以下。

（7）四宮「前掲書」一六九頁。

（8）数年前より東京において、砂田卓士、矢頭敏也、新井正男、佐藤正滋の各教授に私を加え、英米信託法研究会が発足し、

信託協会より毎年研究奨励金の補助を受けている。本稿は、同研究会による昭和五四年度研究報告要旨の海原担当部分を全面的に修正加筆したものである。

二

英米信託法でも、メイトランド（Maitland）に代表される古い学説によれば、[1] 信託は、まず当事者の行為により設定される信託と法の作用により設定される信託とに大別され、さらに前者を明示信託（express trust or direct trust）と黙示信託（implied trust or indirect trust）に、後者を復帰信託（resulting trust）と構成信託（constructive trust）に細分類する。[2] わが国の通説的分類方法は、かかる英米信託法の旧説にしたがったものと思われる。すなわち、これを図表（①）で示せば、左のようになる。

① Trusts
- By act of a party（設定信託）
  - Express（明示信託）
  - Implied（黙示信託）
- By act of the law（法定信託）
  - Resulting（復帰信託）
  - Constructive（構成信託）

しかし、以上の分類方法は、その後コスティガン（Costigan）の提唱する新説によって厳しく批判された。[3]

とくに、復帰信託を法の作用により設定される信託と解し、これを構成信託と同一カテゴリーに並列せしめる旧説には、復帰信託自体の沿革および特質からみて、コスティガンと同じく、私も賛同できない。蓋し、復帰信託は、起源的にみて、あくまでも当事者（なかんずく設定者）の意思の推定に基づき発生する受働信託に過ぎないのであっ

て、決して構成信託のように法の作用により認められる信託ではないからである。[4]

もちろん、事実の推定を与えるのは裁判所なのであるから、その意味では復帰信託といえども法により黙示される信託の一種といえるかも知れない。しかし、復帰信託における推定の本質は、その起源も物語るように、[5]法によりなされる事実の単なる推断（implication）に過ぎず、当事者の行為により設定される黙示信託と同じく、それは設定者の意図を推定する意図信託（intention trust）の一種にほかならない。しばしば、構成信託が law-imposed trust であるのに対して、復帰信託の方は law-inferred-as-a-fact trust ともいわれる所以である。[6]

そもそも、imply という言葉自体がはなはだ多義であるため黙示信託の概念に関しても定説がない。もっとも、黙示信託と構成信託との区別は明瞭である。[7]蓋し、構成信託は不当利得防止のため衡平法（equity）により設定される法定信託の一種であり、厳格には信託というよりも本質において準契約上の義務（quasi-contractual obligation）を核心とするからである。[8]

しかし、キートンも指摘するように、[9]黙示信託と復帰信託との区別は難しい。両者の違いは程度の差ともいえるが、一般には、当事者の直接的でない推定意図によってのみ設定され得る信託を総称して黙示信託と解するのが通例である。たとえば、I hope, I request, I desire, I expect, I entreat などの用語で設定されるいわゆる懇願的信託（precatory trust）などは、黙示信託の代表的なものといえよう。[10]ただ、明示信託と異なり、懇願的信託は設定者の意図が充分に表白されないで設定される信託に過ぎず、その意味での黙示信託は、明示信託とならんで、当事者の行為により設定される信託に分類されることには変りない。これに対し、復帰信託は法による当事者（とくに設定者）の意図の推定から認められる信託であり、厳密には当事者の行為により設定される信託とはいえないかも知れない。[11]また、受託者は信託によって利得すべきではないという原則にしたがって設定者に復帰せしめるものと復帰信託

の本質を解するならば、復帰信託といえども構成信託としての要素を若干帯びることになるであろう。[12] 英米およびわが国の通説が復帰信託を構成信託と並列せしめながら法定信託のカテゴリーに包含せしめるのは、かかる立場からの分類によるものと思われる。

しかし、この見解は前述の imply なる語句にとらわれ過ぎる誤った解釈ではなかろうか。復帰信託における設定者の意図が黙示なるが故に法がそれを推定するのではなく、むしろ、設定者の黙示意図が当初より存在するが故にその事実を法がただ推断するに過ぎないのが復帰信託の歴史でもあった。[13] したがって、同じく推定といっても、コスティガンが表現するように、[14] law-inferred-as-a-fact として復帰信託における推断（infer と impose は区別すべき）をとらえるならば、通常の黙示信託とは多少ニュアンスを異にするとはいいながら、復帰信託はやはり事実すなわち設定者の意図の実現を志向する信託にほかならない。たとえ、その意図が黙示であったにせよ、復帰信託の成立を望む設定者か、法による推定以前から事実として実在していたという点では変りないであろう。

このように考察してくると、信託の分類としての復帰信託は、コスティガンと同じく、[15] 構成信託とは袂を分かち、むしろ当事の行為により設定される信託の中に、明示信託と並列的に包含され、しかも通常の黙示信託とは若干区別かつ直列しながら、これを位置づけるべきものと考えたい。[16]

秘密信託（secret trust）という信託における分類の非常に難しい信託が存する。同信託は完全秘密信託（fully secret trust）と半秘密信託（half secret trust）に分けて考察せねばならない。

完全秘密信託は、遺言者が、財産を外見上は自己のため絶対的に受遺者Xに贈与し、しかも実質的には当該財産が自己のためでなくある特定人ないし特定目的のためである旨を、遺言者がその生存中にXに通知し、Xが遺言者の意図を効果あらしむべく約束する場合に発生する。本信託は沿革的には Wills Act（1837）に当該する遺言処分とし

てではなく、通常の衡平法上の管轄に服する信託として発生した。すなわち、Wills Act（それ以前には Statute of Frauds）によれば、遺言処分は厳格な方式を要求されるが、衡平法は同制定法が詐欺の手段として使用されることを許さず、Xが方式の不備を主張し、遺言者がXを受益者たらしめる真意なきことを知りながら自己のため受益することを詐欺と解し、信託の履行を令じた。換言すれば、遺言が適切に執行される場合、Xは己がコモン・ロー上のタイトルを主張し得るも、もし遺言者の意図がXに伝達（communication）されXがそれを黙認するならば、Xの良心は衡平法により強制され、Xは当該財産を遺言者の特定した人ないし目的のため信託で保有せねばならない。[17]

半秘密信託はこれと異なり、遺言によれば、財産が絶対的ではなく信託受託者としての資格で受遺者Xに付与される旨が宣言されるが、その信託が如何なる信託か、なかんずく受益者が明記されず、しかも遺言者によりその生存中に信託の受益者がXに伝達される場合に発生する。この場合、もし Wills Act が適用されて同信託が無効と解されたり、あるいは受益者が存在しないならば、当然に遺言者の相続人のための復帰信託が認められるわけであるが、Blackwell v. Blackwell 事件により、[18] 半秘密信託は遺言法の適用から除外され、信託法の分野として有効と解されるにいたった。

完全秘密信託の場合、裁判所は詐欺防止のため信託を強行せしめ得るが、半秘密信託では詐欺の可能性が存在しないため、如何なる理由で信託の履行を命じ得るかという困難な問題を伴う。[19]

いずれにせよ、信託の分類における秘密信託の位置づけに関しては論争されるところである。たとえば、スネル（Snell）、アンダーヒル（Underhill）、ペティト（Pettit）などの多数説によれば、遺言者の明示された意図がXに伝達かつ黙認される点を根拠に、これを明示信託と解するが、[20] 他方、マーシャル（Marshall）やモーズレー（Maudsley）は、遺言の外部でXに課せられる衡平法上の義務を中心に構成信託という。[21]

本論争は、やはり秘密託信を前述の完全秘密信託と半秘密信託とに分けて考察さるべきであろう。シェリダン(Sheridan)もいうように、[22] 完全秘密信託は確かに構成信託といえるが、半秘密信託は明示信託に分類さるべきものと思う。蓋し、完全秘密信託における対立者は、遺言上の受遺者すなわちXと遺言者の申し立てた受益者であるのに対し、半秘密信託の場合の対立者は、秘密受益者と復帰信託受益者すなわち遺言者およびその相続人だからである。[23] 兎も角、秘密信託の最大焦点は、遺言者の意図およびその伝達と黙認にあり、Xが信託で財産を保有することに合意し、その約束を信頼して財産権をXに遺贈した遺言者のXに対する信頼に置かれることには争いはない。[24]

ただ、私には、本論争がどうも遺言者の意図の分析よりもむしろ遺言者の用いた言葉の選択に執着し過ぎているように感じられてならない。そもそも、秘密信託が認められるにいたった動機から考えれば、[25] 遺言法の要求する用語上の方式性の問題ではなく、あくまでも遺言者の真意すなわち信託法の立場から解釈さるべきではなかろうか。換言すれば、遺言法における証拠の必要性と遺言者の意図する秘密性の要求のどちらを優先さすべきか、それはまた、遺言の厳格な方式性が、社会の要請に応じてどの程度まで緩和され得るかという遺言処分に関するいわば政策の問題に要約されるであろう。この点に関し、英米における立法的解釈の不備を感じさせられると同時に、わが国で秘密信託なかんずく半秘密信託を仮に導入するとしても、民法および現行信託法のもとでは、それはなかなか難しいものと予想される。[26]

以上、コスティガンによる新説をスタートとして、復帰信託の位置づけを中心に私見を述べたわけであるが、もとに戻ってコスティガンの分類を図表（②）をもって左記に要約して置きたい。

② Trusts
- By act of a party（設定信託）
  - Express（明示信託）
  - Implied in fact or resulting（黙示ないし復帰信託）
- By act of the law = Constructive（法定信託）（構成信託）

（1）Maitland, Equity, 2nd ed., p. 53; Hill on Trusts, 2nd ed., p. 91; Perry on Trusts, 6th ed., p. 61; Underhill, Law of Trusts and Trustees, 10th ed., p. 11

（2）ボガートは、別に次表のように分類している。Bogert, Law of Trusts and Trustees (1935), § 1.

- Express trusts
  - private trusts
  - charitable or public trusts
- Implied trusts
  - resulting trusts
  - constructive trusts

（3）Costigan, The Classification of Trusts as Express, Resulting, and Constructive, 27 Harv. L. Rev. 437.

（4）復帰信託の歴史は、Costigan, ibid., pp. 439 et seq. および Stone, Resulting Trusts and The Statute of Frauds, 6 Colum. L. Rev. 326 に詳しい。以下、簡単に要約して置く。

復帰信託の起源は、Statute of Uses（1535）以前のユースによる土地譲渡方式に遡る。すなわち、単純封土権の所有者Aが、約因（consideration）の提供なきBおよびその相続人にコモン・ロー上の譲渡（feoffment, fine or recovery）を行ない、AがBないし他人のためでなくAのために復帰するユースを宣言する場合に復帰信託が生じた。すべての復帰信託はこの原則から派生したものであり、たとえば、Aが財産の購入代金を支払いBの名称で譲渡がなされた場合、Aのために復帰するという信託は、この起源的復帰信託の変形にほかならない。

いずれにせよ、Aが自発的贈与によりBに土地を譲渡し、BがAのユースのため当該財産を保有することをAが主張す

るためには、当該譲渡ならびにBによる約因の不提供をA自身証明する必要がある。逆にいえば、Bは当該譲渡がコモン・ロー上のタイトルと同時に受益権をもBに付与することを意図された旨を立証することにより、Aの上記推定を反証して覆えし得る。したがって、復帰信託の推定は、これを発生史的にみると、AないしBの立証責任をめぐる単なる証拠法則に過ぎなかったともいえるであろう。換言すれば、Aに復帰するユースは、当該ユースがAのためというAの意図から流出する明示信託である旨の証拠に基づきなされた諸判決の集積にほかならなかった。

約因なしの譲渡という初期のかかるユースの慣行は、その後 Statute of Uses以後の売買契約および代金支払（bargain and sale）あるいは賃貸借と残余権放棄（lease and release）による土地譲渡方式により排除されるようになり、代って二種類の復帰信託が今日のオーソドックスの復帰信託としてその後発達して行く。すなわち、一つは、Aが第三者から財産を購入しBの名儀で譲渡を行なう場合は、Aのための二重ユース（use upon a use）が推定されるという前出のいわゆる売買代金復帰信託であり、他の一つは、AがCのためのユースで約因なしにBに財産を譲渡し、当該ユースが全受益権処分を意図していなかったとか、あるいは何等かの理由でユース自体が失効した場合に認められる通常の復帰信託である。

以上概観したように、復帰信託は発生史的には、法の作用により課せられる構成信託とは本質を異にする。すなわち、AがBにAのための口頭信託で約因なしに財産を譲渡した場合、Bが反証をあげざる限り、Aに復帰する信託を認めるのが意図推定に基づく古典的復帰信託であった。ところが Statute of Frauds（1677）の出現後、もしBが同法（あるいは parol evidence rule）を防御手段として利用するならば、Aはその意図に反し復帰信託の主張ができなくなる。そこに衡平法（equity）がBの不当利得を防止し、Aのための構成信託受託者（constructive trustee）としての義務をBに課すべく介入する余地が生じてきたわけである。結局、構成信託は、復帰信託よりも後に Statute of Frauds を契機として案出され、しかも約因論とは直接の関連なしに復帰信託とは異なった背景、すなわち衡平法が創作した法理であることを看過してはならない。

（5）前出本節註（4）。

（6）Costigan, op. cit., p. 450. この点で、復帰信託を別名推定信託と呼称するのは適切であろう。

（7）Stone, op. cit., p. 337; Keeton, Law of Trusts, 9th ed., p. 37.

（8）アメリカのリスティメントでは、構成信託は Restatement (Second) of Trusts, §44 の confidential relation にもみられうるが、むしろ、Restatement of Restitution, §182 の方に主眼が置かれている。すなわち、イギリスでは構成信託を実体法的に解釈し、不当利得の存在のみを要件とするが、アメリカでは裁判所により強制される救済的制度として構成信託をとらえ、イギリスよりも厳格に詐欺および不実表示の立証を要件としている。イギリス的な客観説に対するアメリカ的な主観説ともいえよう。詳細は、Cooper, Constructive Trusts, Statute of Frauds and Judicial Lethargy, 1 Creighton L. Rev. 95.

先に、註（2）で引用したように、ボガートは黙示信託の中に復帰信託とならんで構成信託を置き、これを明示信託に対応させるという独自の分類方法をとっているが、ボガートの分類は、おそらくイギリスと異なるアメリカ通説の構成信託観（前述の主観テスト）に基づくものではなかろうか。

同じく受益権の処分なしに受託者に財産が譲渡される場合のように、法により自動的に発生する復帰信託を黙示信託の一種と解するイギリスの判例もみられる。Re Vandervell's Trusts (No.2) [1974] Ch. 269; [1974] 3All. E. R. 205 におけるメガリー判事（Megarry）。このような見解に立てば、ボガートと同じように、復帰信託は構成信託と共に黙示信託の中に並列され得るかも知れない。

（9）Keeton, op. cit., p. 37.

（10）不明瞭かつ不正確であっても信託が表現されているのであるから、懇願的信託も本質的には明示信託として分類さるべきと反対する学説もある。Underhill, op. cit., p. 11. なお、四宮「前掲書」三八頁では、「信託設定の意思があるかどうかは、各場合につき諸般の事情を考慮して決めるべきだが、受託者の厳格な義務を発生させる信託の意思表示としては不充分な場合が多い」と解して、希望（懇願）信託自体の有効性に否定的である。同説 Scott, op. cit., §25. 2.

（11）この点をとくに強調したが、Re Llanover Settled Estates [1926] Ch. 626; [1926] All. E. R. Rep. 631 におけるアシュブリー判事（Astbury）である。

（12）Keeton, op. cit., p. 38.

（13）前出本節註（4）。

（14）前出本節註（6）。

(15) Costigan, op. cit., p. 461.　最近、コスティガンに比較的近い分類方法をとる Keeton and Sheridan, Law of Trusts, 10th ed., p. 35 がみられる。

わが国においては復帰信託に関する唯一の論文として、戸塚登「復帰信託」復刊信託四三号一五頁以下がある。同論文は復帰信託の概念を平易に解説し、結論的にコスティガンの見解と一致する個所も若干存する。しかし、復帰信託の信託における全体的な位置づけが不明である上に、復帰信託が構成信託（戸塚氏によれば法定信託）と何故性格を異にするかの沿革的考察が全然なされていない。また、わが国の信託法七三条に復帰信託を見出すのは誤りである。同条は設定者の意思推定には変りないが、公益信託における可及的近似則（cy près doctrine）の問題に過ぎない。

(16) 復帰信託のこのような分類とくに構成信託との区別は、近時、復帰信託の典型である売買代金復帰信託（purchase money resulting trust 本節註4に前出）の特質からもまた首肯できるであろう。アメリカでは、別名ミズーリ方式信託とも呼ばれる。

Aが土地ないし動産の購入代金をXに支払い、譲渡がXからBになされるならば、BはAのための復帰信託で当該財産を保有するものと推定される。すなわち、AがBの名義で財産を購入し、Bにコモン・ロー上の権利が譲渡され、しかもAがBに利益を与える意思ありと考えるべき事情のない場合（AとBが親子あるいは夫婦である場合は、かかる事情があるものと解される）、Bを受託者とする信託が発生するものと推定され、受益者は代金を支払ったAになる。信託の設定は、Bに対する財産の譲渡のため約因を提供するAの推定意図に適合するというのがその趣旨であり、同推定を生ぜしめるための挙証責任は、復帰信託の成立を必要とする事実、すなわち譲渡のための約因提供を立証すべきAに課せられる。したがって、AのBに対するローンないし贈与もしくは債務弁済の意図が明らかにされる場合には、本信託成立の推定は覆えされる。

かかる売買代金復帰信託は、債務の担保、売買の公開性の隠匿、財産の再売却の促進、財産の運用責任の適正化、債権者の請求の回避など種々の目的のため利用される。いずれも、当事者の行為のとき、すなわち財産譲渡時から効力の発生する intention trust にほかならない。この点で行為の後に発生する構成信託とは峻別されねばならない。蓋し、構成信託は決して intention trust ではなく、ex maleficio trust ともいわれるように、詐害的利得行為が生じたときに発生するものだからである。

もっとも、売買代金復帰信託は、その本質において論理的というよりは歴史的かつ実際的に認められた信託であり、それだけにその有効性に関する論争も多い。たとえば、アメリカの若干の州（ケンタッキ、ミシガン、ミネソタ、ニュー・ヨーク、ウイスコンシンなど）では、詐欺および偽証を招来するものとしてこれを認めず、また、インディアナ、キャンサス両州ではかなり修正した形でこれを採用するに過ぎない。さらに、エィムズ（Ames）によれば、Statute of Uses の制定后はBがAのための受託者になるという推定の如何なる根拠も喪失され、かかる推定はAを不当に優遇するものと批判し、その場合はむしろ構成信託を適用すべき旨を強調する。

以上、Nelson, Purchase Money Resulting Trusts in Land in Missouri, 33 Mo. L. Rev. 552; McMullin, Purchase Money Resulting Trusts in Missouri, 6 Mo. L. Rev. 357; Scott, Resulting Trusts Arising Upon the Purchase of Land, 40 Harv. L. Rev 152; Ames, Lectures on Legal History (1913), p. 431, the same author, Constructive Trusts Based Upon the Breach of An Express Oral Trust of Land, 20 Harv. L. Rev. 555; Costigan, Trusts Based on Oral Promises, 12 Mich. L. Rev. 427, 515.

(17) Pettit, Equity and the Law of Trusts, 2nd ed., p. 83; Keeton and Sheridan, Law of Trusts, 10th ed., p. 64; Nathan and Marshall, A Casebook on Trusts, 5th ed., pp. 268 et seq.

なお、完全秘密信託は、Crook v. Brooking (1688), 2 Vern. 50 および Pring v. Pring (1689) 2 Vern. 99 において確立される。

(18) [1929] A. C. 318; 140 L. T. 444. 本件に関しては、とくに Hanbury and Maudsley, Modern Equity, 10th ed., p. 210.

(19) いわゆる doctrine of incorporation by reference のアナロジーにより、遺言前ないし遺言時に伝達かつ黙認された半秘密信託は強制され得るも、遺言執行後に伝達された場合は然らずと解する判例が多い。たとえば、前出註（18）の Blackwell v. Blackwell あるいは Johnson v. Ball (1851) 5 De G. & Sm. 85; Re Keen [1937] 1 All E. R. 452; [1937] Ch. 236.

(20) Snell, Principles of Equity, 26th ed., pp. 117 et seq.; Underhill, op. cit., p. 102; Pettit, op. cit., pp. 83 et seq.

(21) Nathan and Marshall, op. cit., p. 286; Hanbury and Maudsley, op. cit., p. 215.
(22) Sheridan, English and Irish Secret Trusts, 67 L. Q. Rev. 327.
(23) Keeton and Sheridan, op. cit., p. 78
(24) Burgess, The Juridical Nature of Secret Trusts, 23 No. Ire. L. Q. 263.
(25) 秘密信託は、次の三つの理由から発達したといわれる。一は、遺言者が知られることを欲しない人（通常は愛人とか非嫡出子）に受益させる場合、二は、遺言者が煩雑な遺言作成から開放されるため、無遺言時相続人との約束により家族の他のメンバーを利益させる場合、三は、公益に対する贈与に際し死手（mortmain）の制限を回避する場合。三は今日的意味なく、二は構成信託に該当することが明らかであるから、本論争に際しては一の場合が主として前提さるべきである。Sheridan, op. cit., p. 328.
(26) 私の解釈は、シエリダンの所説（Sheridan, op. cit., pp. 327 et seq.）とは逆であり、むしろ、モーズレーの結論（Hanbury and Maudsley, op. cit., p. 216）に近い。本問題を考察する場合（とくに半秘密信託を）、いわゆる目的信託（purpose trust）ないし徳義的信託（honorary trust）の法理もあわせ意識されて然るべきではなかろうか。詳細は、海原「確定的受益者に欠ける非公益目的の信託」信託復刊七二号三頁以下。
　秘密信託には、また、次の論文があることを附記して置きたい。Perrins, Can you keep half a secret?, 88 L. Q. Rev. 225; Bandali, Secret Trusts — a Development —, 36 Mod. L. Rew. 210. なお、アメリカの Restatement (Second) of Trusts, §55 およびわが国の信託協会編「信託用語辞典」一七〇頁は、それぞれ秘密信託を述べているが、いずれも完全秘密信託のみを取り上げ、もって秘密信託自体を構成信託と断じているが、その解釈は適切でなく、とくに「信託用語辞典」の叙述の終りには誤りがみられる。

三

先にも触れたように、(1) 構成信託（constructive trust）は、ある人が財産権を所有している場合、衡平法の概念によりこれが利益を他人に移転する義務を課せられるという擬制的な信託であって、その本質においては準契約

(quasi contract) と変らず、わが国における不当利得法理の作用を営む信託である。ここでは、スコットが次のように述べていることだけを引用して置きたい。すなわち、「構成信託は、財産に関する権限を保有する者が、それを留保することが許されるならば不当に利得するであろうという根拠で、それを他人に譲渡すべき衡平法上の義務を負う場合に生ずる。彼は、構成信託者受託者であるが故に当該財産を譲渡すべきことを強制されるのではなく、彼が構成信託受託者であるのは、それを譲渡することを強制され得るからである」と。[2]

問題は、わが国の通説による constructive trust の訳し方である。先に指摘したところであるが、[3] 一般に法定信託と訳されている。もちろん、constructive trust は不当利得防止のため衡平法の設定する信託であり、その意味では、これを法の作用により設定される信託として分類することには異論ない。しかし、constructive trust のみを法定信託と解し、コスティガンの分類（図表②）のように、法定信託イーコル constructive trust と決めつけ、constructive trust を安易に法定信託と訳すわが国の通説には抵抗を覚える。[4] むしろ、その本来的機能ならびに適用範囲からみて、構成信託（本稿ではこの言葉を用いた）ないし解釈信託もしくは擬制信託と訳すべきではなかろうか。もしどうしても法定信託なる用語を使用するならば、狭義の厳格な意義における法定信託としてだけに限らるべきものと思う。蓋し、法の作用により設定される信託としては、いま一つ、これとは全く本質を異にし、しかもより一般的の通常の意味における法定信託、すなわち、制定法上の信託（statutory trust）および裁判所の創設する信託（court-created trust）が存在し、広義の法定信託という場合、この方が主流を占めているからである。

法定信託の概念をこのように解するとき、私は constructive trust の呼称を法定信託よりも構成信託と改めると同時に、信託の分類も、前掲図表①のメイトランドによる分類はもちろん、図表②のコスティガンによる分類も若干修正し、次の図表③に示すような新しい分類方法を提唱してみたい。

すなわち、私の試みによれば、

③ Trusts
- By act of a party（設定信託）
  - Express（明示信託）
  - Implied in fact or resulting（黙示ないし復帰信託）
  - Constructive（構成信託）
- By act of the law（法定信託）
  - Statutory or Court-created（制定法ないし裁判所による信託）

上掲図表③における制定法による信託（裁判所の設定する信託も含めて）として、英米では今日一体どのような信託が存するかを、以下概観してみよう。(5)

不法行為による死亡に際し、死者の遺産管理人ないし遺言執行者に訴権を付与する旨を制定法が規定する場合、かかる人格代表者は、損害賠償金を死者の寡婦および近親者のための受託者として当該制定法上の信託で保有する。(6)

同じく、労働者災害補償法（Workmen's Compensation Acts）においては、浪費を防止し家族の扶養を最大たらしめるために、被災労働者およびその相続人のための受託者に補償金を支払うべく規定するのが通例である。(7)

制定法は、時に、州のため税金を徴収せる動産売主を徴収額に関しての受託者とみなし、信託理論に基づいて州が当該徴収資金を追求かつ取り戻し得ることを認める。また、社会保障法のもとに、社会保障税のため従業員の賃金から留保された金額は合衆国のための信託で保有するものと解される。(8)

失踪者、精神異常者、未成年者、非嫡出子、有罪判決者、その他無能力の故に財産の亨有が危殆に陥らされる人々の財産保護のため、制定法はしばしば当該財産に管轄権ある裁判所にこれら財産を管理すべき受託者の選任を授権する。(9)

財産が生涯権者と残余権者により保有される場合、生涯権者にその分前を直接享有せしめる代りに、制定法によって当該財産の受託者を裁判所に選任せしめる。これは、生涯権者の不注意ないし故意の違法行為による財産の侵害から残余権者を保護するためである。生涯権者と残余権者の双方が関連する土地収用ないし分割訴訟においても、受託者を介入せしめ同訴訟から生ずる金銭を信託で保有する方法が講じられる。[10]

私法人の解散あるいは地方公共団体の法人格喪失のように緊急事態の生じた場合、債権者、前株主、その他の利害関係人のため、それらにより従前から所有されていた財産を保有すべく受託者が裁判所により選任される場合もある。[11]

以上の諸例は、受託者の選任が制定法により裁判所に授権される場合であるが、これらよりも一層直截的に、制定法自身が信託を設定し受託者に権限を付与せしめる場合も多い。[12]

インディアン保護のため連邦政府を受託者とする信託地（trust land）の存在、[13]学校、ハイウェイ、森林、河川、湖沼など、公共施設の保護のため州や都市を受託者たらしめる制度、[14]また、工事に対する支払を受領せる工事請負人が、下請人や資材提供者のための受託者となる場合など、[15]いずれもその適例といえるであろう。

破産者の財産管理人は受託者（trustee in bankruptcy）と呼ばれ、破産財産に関するすべての権限は彼に帰属する。破産管財人は平均人に期待される以上の誠実な方法で、すなわち高潔な人（high-minded man）として行為すべき忠実義務が要求される。[16]彼は、総債権者のための破産財産に関する制定法上の管理者（administrator or curator）かつ破産裁判所（court of bankruptcy）のオフィサーであって、単なる保管者（custodian）ではないが、その権利と義務は連邦破産法によって別に規定される。[17]また、連邦裁判所の管轄のもとに置かれ、その義務の履行もすべて破産裁判所の指図に服する。[18]

したがって、破産管財人は破産財産のタイトルを法により付与されるとはいうものの、[19]通常の受託者が信託財産としての所有権を有する場合とは若干異なり（なかんずく裁判所の管轄権の点で）、厳密には、ここでいういわゆる制定法上の受託者とはいえないのではなかろうか。[20]

制定法による信託の設定は、一般にイギリスにおいてとくに顕著にみうけられる。

一八九六年の司法受託者法（Judicial Trustee Act）は、[21]情況の変化に応じ受託者を選任する権限を裁判所に付与し、裁判所により選任された受託者は司法受託者（judicial trustee）と呼ばれる。同法は、後に一九〇六年の公共受託者法（Public Trustee Act）により大幅に修正かつ代わられた。[22]

同法によれば、公共受託者は単独法人（corporation sole）として永続性を有し（第一条）、遺言または生前行為で設定された信託を引き受け、その他信託的なサービスを提供する権限をもっている。また、それは一般の受託者のように無償でなく法定の手数料（fee）をとる（第八条）。信託違反の場合の損害は公の統合基金（Consolidated Fund of the United Kingdom）から補償される（第七条）。公共受託者の制度は、元来親族や友人などのうちに適当な受託者を見出し得ないような人のために、割合小さな信託を引き受けせしめるのが趣旨であったらしいが、実際には、その管理する信託財産は中位のものが多いようである。[23]

さらに、公共受託者は大法官により選任され（第八条）、大法官は公共受託者法の目的を効果的に遂行せしめるための規則制定権をも有する（第一四条）。また、本信託の計算はソリシターないし公認会計士（本法では auditor とも呼ぶ）によって厳重に監査される（第一三条）。これらの点からみて、公共受託者の制度は、先にあげた破産管財人の場合と異なり、制定法による信託の典型として分類され得るであろう。

いま一つ、売却信託（trust for sale）、すなわち、土地を売却して代金を受益者に分配する信託がある。売却信

託のもっとも普通の形式は、生涯者間ないし遺言をもって土地を受託者に譲渡し、受託者はこの土地を適当な時期に売却してその売得金を特定の信託において保有すべき義務を負う。売却にいたるまでは、地代、収益ならびに売得金に対して数人に連続的受益権を付与し、その売却が行なわれたとしたならばその売得金の収益について適用されるであろうと同様な方法において支払わるべき連続財産の設定であり、未処分で保有される土地に対する上記受益者の権利は、衡平法上の転換理論（doctrine of equitable conversion）により、動産権に転換されたものと擬制される。[24]

売却信託自体の内容ないし特質を論ずることは省略するが、ただ、売却信託には二種類存することだけは、本稿の問題意識にとって、注意されねばならない。一つは、明示売却信託（express trust for sale）であり、他の一つは、制定法上の売却信託（statutory trust for sale）である。[25]

思うに、明示売却信託に際しても、遺言の中に売却のための信託設定を明白に述べている通常の売却信託の場合、先にあげた半秘密信託と同じ考え方に基づいて、[26] それは明示信託の一種に分類され得ることは明らかであろう。問題は、遺言の文言中に売却かつ受益者に対する代金の分配を表明しながら、しかも信託という用語の存しない場合である。遺言者の意図を推定するとしても、実際問題として、その場合の遺言者は別に信託を想定したわけではない場合が多いであろう。したがって、今度は、先の完全秘密信託の場合と異なって、構成信託でもなければ、いわんやこれを黙示信託の一種と解することも無理なように思われる。したがって、この場合は、制定法上の売却信託として純然たる法定信託のカテゴリーに分類さるべきものではなかろうか。[27]

ちなみに、一九二五年の諸立法によれば、[28] 制定法上の売却信託としては、次の四つの場合が認められている。逆にみると、この四つの場合から制定法上の売却信託の成立を認識することができるものともいえよう。すなわち、無遺言、受戻権から解放された譲渡抵当財産、土地購入のため金銭を投資する権限を包含する動産のセットルメント、共

同所有（なかんずく joint tenancy および tenancy in common）の各場合である。[29]

わが国で将来この売却信託を採用することは、実務的には、不動産信託の一種として明示信託であるいは設定し得るかも知れないが、理論的には、はなはだ厄介な問題を伴うため難しものと思われる、蓋し、わが国では、相続に際し英米のような人格代表者（personal representative）が介入せず、継承的不動産処分（settlement）も存在しない上に、まして衡平法上の転換法理なるものが認められていないからである。

最後に、ナショナル・トラスト（national trust）について簡単に付言して置きたい。先にも触れたように、[30]イギリスのナショナル・トラストはアメリカの公共信託（public trust）に当該するものであるが、その普及ぶりはアメリカよりはるかに著しく、イギリスにおける信託の将来においてもっとも期待される分野と称しても過言ではない。

ナショナル・トラストが最近とくに力を注いでいる分野として、次のようなものがみられる。[31]

たとえば、歴史的遺跡の修理かつ保存、地方の森林、公園、ヘッジロー、庭園、保養地、観光地の改良ないし開発、考古学委員会（Council for British Archaeology）との協調による本信託保有地の再調査、新しい産業博物館の建設、本信託所有の建物や庭園における演劇、コンサート、キャンプ、その他の催し物、同じく青少年の教育、娯楽、体育向上のための本信託に属する諸施設の開放とか諸財産の利用（この youth activities としてのナショナル・トラストの利用には、とくに政府が積極的に助力している）、種々の地域開発委員会（Regional Committees）の支援による本信託の地域活動、すなわち、リクリエーション施設、店舗、レストラン、講演会場、記念碑、各種のクラブ、コレクションの設立とか、また、海岸、道路、河川、トンネルの整備、さらには風景地の保存など、ナショナル・トラストによる活動は枚挙にいとまない程多様かつ活溌である。[32]

もっとも、かかるナショナル・トラストの国民生活に対する滲透に際しても、難点が存しないわけではない。たと

えば、一般ビジターによる信託財産の最大利用とそれの永久的保存とのバランス、本信託受益者の増大に伴う信託自体の財政問題、とくに新信託財産の獲得、また本信託の宣伝広告（publicity）の方法など、いずれも今後の検討にまかされるところであろう。

信託における分類として、このナショナル・トラストは広義の公益信託といえないこともない。しかし、その運営対象は、上述のように国民生活の一般に関連するいわば公的な福祉部門であり、また、本信託の管理者すなわち受託は政府ないし地方公共団体の選定する名士に加えて公的機関が多く、さらに、本信託の財政も、個人なかんずく著名貴族からの寄与もかなり多くみられるが、むしろ数多くの公的委員会（とくに各地の county or district council）からの後援ないし共同運営に負うところが多い。[33] したがって、アメリカの公共信託と同じように、イギリスのナショナル・トラストも広義の法定信託のカテゴリーに包含されて然るべきではなかろうか。

先に指摘したように、[34] 信託は時代の進展にしたがって公共化ないし社会化する傾向を有する。と同時に、財産所有者（信託設定者）の意思も常に尊重されねばならない。本稿で私の提案した新しい信託の分類方法（図表③）、すなわち、復帰信託の再認識と法定信託概念の拡大も、かかる信託に内在するいわば宿命に伴う必然的推移の一つのあらわれともいえるであろう。これが本稿における私の結論である。

（1）本稿第二節註（4）、（8）。

（2）Scott, op. cit., §462. 構成信託に関する代表的文献としては、Waters, Constructive Trusts (1964); Goff and Jones, Law of Restitution (1966); Oakley, Constructive Trusts (1978). わが国では、松坂佐一「英米法の Constructive trust について（一）—（四）」民商法雑誌六〇巻五号—六一巻二号。

（3）本稿第一節註（4）。

（4）わが国では、信託協会編「信託用語辞典」四八頁だけが、constrctive trust を構成信託と訳している。

なお、同辞典は本語句の説明で、「わが国では、この法理を採用する規定はない」と述べているが誤りである。どく限られた範囲であるが、信託法六二、六三条がこれにあたるからである。前出本稿第一節註（5）。

（5）制定法による信託に関しては、Bogert, op. cit., §254; Keeton, op. cit., p. 38; Pettit, op. cit., p. 41; Scott, op. cit., §17.5; Keeton and Sheridan, op. cit., p. 37; Wilson and Duncan, Trusts, Trustees and Executors (1975), p. 62.

（6）同様に、保険証券請求金が死者の寡婦のための信託で遺言執行者もしくは遺産管理人に支払われる場合、彼は受託者としての資格で保険金を受領し、当該保険金は死者の遺産の一般的資産を形成しない。Scott, op. cit., §6. 5. また、離婚手続において、裁判所は妻の扶助料（alimony）ないし子供の扶養を確保するため信託を設定し得る。Scott, op. cit., §2. 8.

（7）当該制定法は、補償委員会がこれを適切とみなす場合に、かかる受託者の選任を裁判所に授権する。Bogert, op. cit., §254.

（8）State v. Hawkeye Oil Co., 253 Iowa 148, 110 N. W. 2d 641 (1961); Re Carl's Estate, Ohio Prob. 94 N. E. 2d 239 (1950). いずれも、Bogert, op. cit., §254. より引用。

（9）それぞれの詳細は、Bogert, op. cit., §254.

（10）一例をあげると、Ill. Laws 1945, p. 1780, S. H. A. ch. 148, §34 により、衡平法裁判所は受託者を選任し、土地収用金を彼に受領せしめ、それをイリノイ州に所在する他の不動産に投資し得ることを授権している。

同様に、Ky. Acts 1944, c. 76 によれば、土地が不確定将来権（contingent future interest）とか復帰権（reversion）に服する場合、全所有者の利益のため絶対単純封土権（fee simple absolute）の売却もしくは石油、ガス、石炭のリースを与えることにより、その収入を受託者をして保有せしむべく、裁判所に受託者の選任権を付与している。いずれも、Bogert, op. cit., §254 より引用した。

（11）詳細は、Bogert, op. cit., §254.

（12）たとえば、村落は改良工事のため徴収された特別賦課金の受託者とみなされる。Village of Brookfield v. Pentis, C. A. 7, 101 F. 2d 516 (1939). また、地表権と鉱物権の分離する場合、鉱物権者がその権利の享有を可能ならしめるに

必要な限度において、制定法により、地表所有者が鉱物権の取得者のための受託者と解される。Ward v. Woods, Ky., 310 S. W. 2d 63 (1958). いずれも、Bogert, op. cit., §254 より引用。

(13) 詳細は、海原「アメリカにおける土地信託（2）」信託復刊七八号三五頁。

(14) いわゆる公共信託（public trust）の理論として、ミシガン大学のサックス（Sax）教授により提唱される環境保護のための信託であり、わが国でも最近とくに注目されている。詳細は、サックス「環境の保護」（山川洋一郎、高橋一修訳）一九三頁以下。なお、論文として、山本順一「公共信託法理研究序説」早稲田政治公法研究五号三一頁以下がみられるが、同論文は、公共信託法理の内容よりは同概念の歴史を叙述するに過ぎない。

イギリスでも public trust の概念は存在するが、アメリカと異なり広義の公益信託もしくは目的信託として用いられるのが常であって、厳格に分類すれば、アメリカの公共信託はイギリスの場合むしろ後述の national trust に当該するものといえよう。イギリス流の公共信託に関しては、Walker, Principles of Scottish Private Law (1970), pp. 1661 et seq. に詳しく、また、Gravells, Public Purpose Trusts, 40 Mod. L. Rev. 397 の論文がある。ちなみに、同論文は Dingle v. Turner (1972) A. C. 601 を中心として、公益信託にこれまで適用されてきた諸原則がすべて、この新しい公共目的信託に対しても拡大さるべきことを強調している。

(15) 工事請負人を制定法により受託者たらしめるケースはきわめて多い。詳細は、Bogert, op. cit., §254.

(16) Griffiths, Law Relating to Bankruptcy, 8th ed., p. 71.

(17) Bankruptcy Act (1971), §70a, 11 U. S. C. §110. アメリカの破産裁判所（courts of bankruptcy）は、初期イギリスの破産立法と異なり、新しい独立の裁判所として創設されたものではなく、既存の連邦地方裁判所を利用している。Bankruptcy Act, §1 (10), §2.

イギリスの破産制定法は一五四三年（34&35 Henry Ⅷ, ch. 4）に始まる。同法によれば、破産管財人は、総債権者のため破産財産の衡平的配分を行なうための代理人(agent)と解されていた。後に、一五七〇年によって改正され、同改正法は詐害的債務者を犯罪者(criminals)として取り扱い、破産財産も破産委員会により管理されるようになった。なお、特定例外を除く破産者の債務免除すなわち免責（discharge）という独自の制度が認められるようになったのは、一七〇五年（Anne, ch. 17）以降のことである。Paskay, Trustees and Receivers in Bankruptcy (1968), pp. 4 et seq.

(18) Bankruptcy Act (1971), §47, 11 U. S. C. §75. なお、Remington on Bankruptcy, 5th ed., §§2040, 2350.

(19) Bankruptcy Act (1971), §70a, 11 U. S. C. §110.

(20) もっとも、Paskay, op. cit., pp. 124, 186 は、破産管財人は総債権者のための制定法上の代表者 (statutory representative) であり、彼の取得するタイトルは個人的ではなく総債権者の利益のためなのであるから、純粋に制定法上の受託者にほかならないという。

また、例外的に、被用者の賃金から破産債権者により留保される金銭は、内国歳入地方長官のための信託財産とみなす明白な信託規定もみられる。すなわち、I. R. C. of 1954, §7501 によれば、「何人かが、他人から内国歳入税を取立ないし源泉徴収し合衆国に当該税金を支払うことを要求される場合は常に、かかる取立ないし源泉徴収されたる税金は合衆国のための信託にて特別基金として保有さるべし」と。

(21) 59&69 Vict. c. 35.

(22) 6 Edw. VII, c. 55.

(23) 高柳賢三「英米法の基礎」(英米法講義四巻) 二五一頁。

本法二条によれば、公共受託者は、少額資産を管理し、保管受託者 (custodian trustee) および通常の受託者として行為し、司法受託者および一八七〇年の Forfeiture Act のもとにおける有罪決定者の財産管理者として選定され、また、本法により授権されたる場合を除き、ビジネスの運営を包含する如何なる信託ならびに公益目的の信託をも引き受けてはならない。

なお、信託協会「信託用語辞典」二八頁では、judicial trustee を官選受託者、public trustee を官設受託者と訳している。

(24) 売却信託の沿革、なかんずく厳格継承的不動産処分 (strict settlement) との関係については、宮崎孝治郎「財産承継制度の比較法的研究」四〇九頁以下 (とくに五一二頁以下) に詳しい。

衡平法上の転換とは、「衡平法はなすべかりしことをなされたものとみる (Equity looks on that as done which ought to be done)」の格言にあらわされる原則に基づく法理であり、転換さるべき財産が現実には未だ転換されていない場合でも、衡平法上は相続または譲渡に関して転換されたものとみなされ、不動産が動産としての取り扱いをうけ、金

銭が土地であるかの如く処理される擬制的解釈をいう。Hanbury and Maudsley, op. cit., pp. 277 et seq. この衡平法上の転換法理については、海原「アメリカにおける土地信託」信託復刊七七号九頁以下でかって論じたことがある。

(25) 明示売却信託は、主として Law of Property Act (1925), §§ 2, 12, 23—33, 205 (1) (xxix) (定義) に、また、制定法上の売却信託は、同じくLaw of Property Act (1925), §§ 31, 32, 34—36 (定義)、あるいは、Administration of Estates Act (1925), §§ 46, 47; Settled Land Act (1925), § 36; Trustee Act (1925), § 24. などに規定される。

(26) 前出第二節註 (22)、(23)。

(27) 本問題に関するリーディングケースともいうべき Barclay v. Barclay [1970] 2 Q. B. 677. 3 W. L. R. 82 を紹介して置きたい。

ある母親がバンガローを所有していた。一九五〇年、彼女は無遺言で死亡し彼女の財産は夫に移転。彼は遺産管理状を付与されなかったが、当該バンガローに居住していた。彼は一九五四年に死亡し、その遺言によれば、バンガローは売却され、取得金は五等分さるべく指示されていた。すなわち、死亡せる長男 (Charles) の寡婦、次男 (Allan) とその妻、三男 (Frank) とその妻に。彼は Frank を遺言執行者に指定。父の死亡前に Allan は離婚し、バンガローに居住すべく戻っていた。父の死後、Frank は母の遺産に対する遺産管理状を取得せるも何等管理処分せず、したがって Allan は引き続きバンガローに居住。一九六四年に Frank は死亡し、彼の寡婦 (原告) は、彼女自身の分前と共にバンガローに関する夫の分前にも資格を有するにいたる。一九六五年、彼女は Allan に立退きの告知をなすも Allan は応ぜず居住。一九六六年、彼女は母ならびに父の双方の遺産に対する遺産管理状を取得した。そこで彼女は売却かつ売得金を分割することを望んで、Allan (被告) の占有に対しバンガローからの追立ての訴訟を提起。これに対し、Allan が共同土地保有者としてのその居住の正当性を答弁したのが本件である。

県裁判所では、Bull v. Bull [1955] 1 Q. B, 234 に基づき、本件バンガローは依然として非管理遺産の一部を形成するが故に（母は無遺言死亡）、如何なる受益者も特定遺産に対する権利を主張し得ずと解されたが、控訴審は、当該バンガローは売却信託にて保有される財産の一部と判決し、原告勝訴。

県裁判所の引用する Bull v. Bull とは、母親と息子が共同のホームとしてある家屋を購入し、母が居住するも息子の

名儀に譲渡。息子は結婚後、母に対し家屋からの立退きかつ占有を求める訴訟を提起したケースである。当該家屋は、Settled Land Act (1925), s. 36 (4) にしたがって、制定法上の売却信託に服するものであり、息子は、占有訴訟により共同受益者から占有を剥奪するためそのコモン・ロー上のタイトルを主張し得ずと判決さる（息子は彼自身および母親のための売却信託として保有する家屋の受託者）。

思うに、Bull v. Bull 事件と Barclay v. Barclay 事件は主題を異にする。前者では、当該家屋が当事者によって占有さるべきか否か、また、彼等は家屋自身の共同保有者であるか否かが問題であるのに対し、後者では、当該バンガローが売却かつ代金が分配さるべきか否か、したがって、受益者はバンガローの共同保有者ではなく単に売却後の代金の共同受益者に過ぎないといえるか否かの論争である。換言すれば、Bull v. Bull 事件では、売却信託の受託者は受益者から vacant possession を取得し得るや否やが焦点であって、その場合は、Law of Property Act (1925), §26 (3) にしたがって、母親の居住意思（同意）が当然に優先されねばならない。しかし、Barclay v. Barclay 事件は決して両当事者間の占有に関する争いではなく、原告は売却のみを意図して被告によるバンガローの占有明渡しを要求したに過ぎない。この点、Bull 事件の原告は家屋の売却を別に意図したわけではなかった。したがって、両事件は訴訟の対象において明白に区別さるべきであり、県裁判所のように Bull 事件を引用するのは誤りといわねばならない。

いずれにせよ、両事件とも原告を受託者とする制定法上の売却信託であって明示売却信託でない点では変りないが、Barclay 事件に際しては、Bull 事件のように Law of Property Act, §26 (3) を適用するよりは、むしろ同法三〇条の規定する裁判所の裁量権に依存する方が適切のように思われる。蓋し、モーズレーもいうように、売却信託における受益権の性格が、一体どの程度に受託者の意図の問題に依存するか否かの判定は非常に難しいからである。この意味で私も控訴審の判決に賛同したい。Hanbury and Maudsley, op. cit., p. 297; Prichard, Trust for Sale——The Nature of the Beneficiary's Interest——, 1971 Camb. L. J. 44.

(28) 前出本節註 (25)。

(29) それぞれの詳細は、Hanbury and Maudsley, op. cit., pp. 291 et seq.; Lewis, Statutory Trusts For Sale, 56 L. Q. Rev. 255.

(30) 前出本節註 (14)。

（31）昨年度のオックスフォード滞在中、ナショナル・トラストの実態調査を個人的に若干行なった。以下は同調査における資料に基づくものである。ただ、対象が同地区に限られ、しかも授業の合間という時間的制約があったので、本調査はナショナル・トラストの片鱗をうかがうものに過ぎない。いずれ近く改めて渡英し（前出第一節註（8）で紹介した英米信託法研究会による調査団も、本ナショナル・トラストの全英的な実態調査を次期研究テーマとして計画中）、より広く本格的な再調査を試みる予定でいる。

（32）昨年度は、一九五三年の Historic Buildings and Ancient Monuments Act のもとに設立された歴史的建物委員会（Historic Buildings Councils）の二五周年記念にあたった故か、歴史的な建築物とか古城や庭園の修理かつ保存のため、National Land Fund から本信託に対する附与（grant）がとくに多く認められたようである。

（33）公的委員会としては、そのほかに、たとえば前出註（32）の Historic Buildings Councils. また、Countryside Commission, Nature Conservancy Council, Manpower Services Commission, Expenditure Committee などが挙げられる。

（34）前出第一節註（3）。